



環境省

---

## 資料2-3 自然共生サイト（仮称）認定基準（案）について

---

2022年9月16日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



## 令和3年度

- IUCNのガイドライン等を踏まえ、認定基準の素案を作成し、検討会において議論。検討会を踏まえて、**認定基準（案）を作成。**

## 令和4年度

- 認定基準（案）を用いて認定を試行し、**必要な修正を実施。**

- **試行前期**を踏まえ、**認定基準（案）の一部を修正。**
- **基準全体を再度見直し**、文言が分かりづらい箇所等を修正。

今回の検討会でお示しする部分

- 検討会における議論の結果を踏まえて、**認定基準、申請マニュアルを年度末に策定**する。

## 令和5年度（予定）

- 令和4年度に策定した認定基準に則り、**正式認定を開始。**

自然共生サイト（仮称）の認定基準（案）は、  
以下の4つの大項目から構成。

## 認定基準（案）の項目

### 1. 境界・名称に関する基準

### 2. ガバナンス・管理に関する基準

2.1. 管理権限

2.2. 管理措置

### 3. 生物多様性の価値に関する基準

### 4. 管理による保全効果に関する基準

4.1. 管理の有効性

4.2. モニタリングと評価

## 1. 境界・名称に関する基準

基準の条項	基準の内容	試行前期における課題	対応案
1.1 ア	<b>地理的に画定</b> された区域であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書における<u>区域の図面表示に統一性がなく、分かりづらい</u>と審査委員会で指摘。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域に関する添付資料は<u>GISデータを推奨</u>。</li> <li><u>GISデータの作成方法を申請マニュアルに記載</u>。</li> </ul>

## 2. ガバナンス・管理に関する基準

基準の条項	基準の内容	試行前期における課題	対応案
2.1.1 ア	区域内の土地に対する <u>統治責任者及び管理責任者が特定</u> されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者の確認として、<u>不動産登記情報書類を添付書類にする等</u>厳格にしたところ、<u>申請者側の負担が大きい</u>との声。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家へのヒアリング結果を踏まえ、<u>土地所有者が確認できる書類を不動産登記情報書類に限定しない等</u>、統治責任者及び管理責任者の確認書類を緩和。</li> </ul>

## 3. 生物多様性の価値に関する基準

令和3年度に作成した認定基準（案）

### 3. ア 区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有すること

保全上 重要な 場	(1) 公的機関等によって、 <b>生物多様性保全上の重要性が既に認められている</b> 場
	(2) <b>原始的</b> な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった <b>二次的</b> な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) 在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、 <b>生態系サービス</b> を提供する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった <b>地域の伝統文化</b> のために活用されている自然資源の場
保全上 重要な 種	(6) <b>希少な動植物種</b> が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
	(7) <b>分布が限定</b> されている、 <b>特異な環境</b> へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
保全上 重要な 機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <b>動物の生活史</b> にとって不可欠な場
	(9) 既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 <b>緩衝機能や連結性</b> を高める機能を有する場

## 3. 生物多様性の価値に関する基準

基準の条項	基準の内容	試行前期における課題	対応案
3.ア <u>(1)</u>	公的機関等によって、 <u>生物多様性保全上の重要性が既に認められている場</u> としての価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な既存選定制度が申請者から挙げられたが、<u>どの認定制度が本条項に合致するのか整理が不十分。</u></li> </ul> <p>(試行前期での例： SEGES認定、重要文化的景観、江戸のみどり登録緑地制度、関東・水と緑のネットワーク拠点百選等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存選定制度を根拠にする場合は、<u>生物多様性の重要性によって選定を受けたことが分かる資料</u>を添付。</li> <li>本条項に合致する場合の<u>考え方についての解説を申請マニュアルに記載。</u></li> <li>試行後期において<u>引き続き情報を集め、既存選定制度との整合性を整理。</u></li> </ul>
3.ア <u>(5)</u>	伝統工芸や伝統行事といった地域の <u>伝統文化のために活用されている自然資源の場</u> としての価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に伝統文化を支えている自然資源であれば、<u>提供開始時期に拘らなくてよいのではないか。</u></li> </ul> <p>(試行前期での例： 五山送り火等への提供、アイヌ文化の保全・伝承への提供等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供<u>開始時期は問わない。</u></li> </ul>

## 3. 生物多様性の価値に関する基準

基準の条項	基準の内容	試行前期における課題	対応案
3.ア <u>(8)</u>	越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 <u>動物の生活史にとって不可欠な場</u> としての価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条項の<u>対象とする動物をどのように考えるべきか。</u> (試行前期での例： オオジシギの渡りの中継点、フクロウの繁殖地、シジュウカラ等の繁殖期確認等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条項の対象とする動物は、希少種には限定せず、地域にとって重要な種も対象とすることを想定しているが、試行後期においても<u>引き続き検討。</u></li> </ul>
3.イ	アに該当することを、 <u>論文、文献資料その他の資料によって客観的に示すことができること</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>各生物多様性の価値に対応する添付書類が明記されていないため、追加での資料提供依頼が発生。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア(1)～(9)の価値毎に、<u>添付書類を整理。</u></li> <li><u>添付書類の詳細を申請マニュアルに明記。</u></li> <li>これに伴い、<u>3.イを3.アに統合して削除。</u></li> </ul>

## 4. 管理による保全効果に関する基準

基準の条項	基準の内容	試行前期における課題	対応案
4.2 ア	<p>次のいずれかに該当すること。(中略)</p> <p>(1)<u>モニタリング調査</u>を<u>概ね5年に一度</u>の頻度で実施している又は実施する見込みであり、<u>その内容が妥当</u>であること</p> <p>((2)については省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>モニタリング地点に関する情報も必要</u>と審査委員会で指摘。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類に、「<u>モニタリングを実施している、または実施を予定している地点の位置がわかる図面</u>」を追加。</li> </ul>